

『大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針』 改訂のポイント

「改革推進期間（R5～7年度）」が終わり、**新たに「改革実行期間（R8～13年度）」がスタート**するうで示された『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）』を踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関して、大阪府としての考え方を示すもの**

＜主な改訂内容＞

① 方針の対象を明確にするため、**方針名を変更**

旧

『大阪府における**部活動等**の在り方に関する方針』

新

『大阪府における**学校部活動及び地域クラブ活動**の在り方に関する方針』

② 部活動改革の**基本的な考え方・方向性を追記**（方針P.3）

- 改革の理念をより的確に表すため、**取組みの類型・名称を変更**
- 改革推進期間の終了に伴い、**次期改革期間を設定**

旧

地域移行



新

地域展開

・地域に開き、地域全体で支えていく
・新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動をめざす

【休日】改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現をめざす

※現時点で着手していない市町村は、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手

※中山間地域や特殊な事情により困難な場合等は、当面、部活動指導員の配置等を推進

【平日】各種課題を解決しつつ更なる改革を推進

※国の中間評価の段階で策定される「取組方針」により、更なる改革を推進

【中間評価】

令和8～10年度

「**改革実行期間**」（前期）

令和11～13年度

「**改革実行期間**」（後期）

I 学校部活動

③ 「**落雷事故防止**」、「**遠征等における安全確保**」、「**体罰(暴力)・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶**」について追記（方針P.6）

- ・事前の気象情報の確認や天候急変時の計画変更・中止等の適切な措置を講じること
- ・長時間や長時間にわたる移動が必要となる遠征等について、その必要性を改めて検討するとともに、生徒の安全確保について万全を期すこと
- ・スマートフォン・SNS等の普及に伴う生徒間のトラブルや、いじめの防止等に関する内容を追加（「体罰・ハラスメント防止の徹底」→「体罰(暴力)・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」）

④ 市町村による地域クラブ活動の認定を行う仕組みとなる、「**認定制度**」の導入（方針P.11）

- 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、**市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**
- 【呼称】「**認定地域クラブ活動**」 ※認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

II 地域クラブ活動

⑤ 指導者による不適切行為を防止し、安全・安心に活動に取り組めるよう、「**認定地域クラブ活動指導者登録制度**」の導入（方針P.11）

- 指導者による**体罰（暴力）・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底**するため、国が示す基準に基づき**市町村が研修を設定**
その際、市町村は**府が構築する指導者育成プログラム**等を積極的に活用すること
- **こども性暴力防止法**により定められた制度（日本版DBS）の活用を含めた不適切行為の防止を徹底

⑥ 「**推進体制の整備**」について追記（方針P.13、14）

- ・国・**府・市町村**・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の**役割分担**（府は広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市町村に対するきめ細かな支援や広域的な基盤づくりを実施）
- ・生徒が所属する**中学校等との連携**（活動方針・スケジュール等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等から生徒の望ましい成長を保障）



「改革推進期間（R5～7年度）」が終わり、**新たに「改革実行期間（R8～13年度）」がスタート**するうえで示された国ガイドラインを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関して、大阪府としての考え方を示すもの**

※『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）』を踏まえた府方針の改訂

「本方針改訂の趣旨・部活動改革の基本的な考え方等」

update

○ 新たにスタートした「改革実行期間」における部活動改革等に関して、国ガイドラインを踏まえ、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし府の考え方を示す。

○ 本方針は、義務教育である中学校等の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。（「Ⅰ 学校部活動」は高等学校等にも適用）

◆ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

「概要」

- 改革の理念
- 取組みの類型・名称（地域展開・地域連携）
- 改革の方向性（基本的方針、改革期間、取組方針）

Ⅰ 学校部活動

update

◆ 学校部活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その教育的意義は大きく、その設置・運営は学校の判断により行われるもの。

「概要」

- 教員の関与について、法令等に基づく業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者の確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底
- 体罰(暴力)・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- 休養日：週あたり2日以上の設定（平日1日、週末1日）
- 活動時間：平日2時間程度、休業日は3時間程度（高校は4時間程度）
- 府立高校における「部活動大阪モデル」の推進
- 学校や地域の状況に応じ、地域のスポーツ・文化芸術団体等の活用により、学校部活動の地域連携を推進

Ⅱ 地域クラブ活動

update

◆ 地域クラブ活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること、地域クラブ活動の具体的な実施形態等は多様な形があり得るところであり、地域の実情に応じた適切な形態等で実施するもの。

「概要」

- 地域クラブ活動の在り方
 - ・ 認定制度（認定要件）に関すること
 - ・ 認定地域クラブ活動指導者に関すること（人材バンク、日本版DBS活用を含む）
- 地域展開の円滑な推進
 - ・ 推進体制の整備（役割分担、中学校等との連携）
 - ・ 各種対応（運営団体・実施主体、指導者、活動内容・場所、安全・安心 他）
- 関係団体等・大学・民間企業との連携

Ⅲ 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

update

◆ 地域の実情に応じた取組みの手法・留意すべき事項

各市町村におけるスポーツ・文化芸術振興の方向性や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術の活動実態やその環境等を踏まえて、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動における地域展開の実現をめざすうえで、学校部活動の地域連携・地域展開に向けた取組みをできるところから進めるもの。

「概要」

- 改革実行期間の前期（R8～10年度）における休日の地域展開等の着手や、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動における地域展開の実現をめざすうえで必要となる環境整備を推進
- 府内における大会・コンクールの在り方
- 府・市町村における総合的・計画的な取組み 他

大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の 在り方に関する方針



令和8年8月改訂
大阪府・大阪府教育委員会

目 次

はじめに	1
本方針改訂の趣旨等及び部活動改革の基本的な考え方・方向性	2
I 学校部活動	4
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取り組み	
(1) 適切な指導の実施	
(2) 体罰(暴力)・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
3 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
5 「部活動大阪モデル」の推進	
6 学校部活動の地域連携	
II 地域クラブ活動	11
1 地域クラブ活動の在り方	
(1) 地域クラブ活動に関する認定制度	
① 趣旨	
② 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
(2) 認定地域クラブ活動指導者登録制度	
① 内容	
② 不適切行為への対応	
2 地域展開の円滑な推進にあたって	
(1) 推進体制の整備	
① 府及び市町村における体制整備	
② 国・府・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担	
(2) 運営団体・実施主体	
① 適切な運営等	
② 保険の加入	
③ 生徒が所属する中学校等との連携	
(3) 指導者	
① 指導者の質の保障	
② 適切な指導の実施	
③ 指導者の量の確保	
④ 教員等の兼職兼業	
(4) 活動内容	
(5) 適切な休養日等の設定	
(6) 活動場所	
(7) 生徒の安全・安心の確保	
(8) 障がいのある生徒の活動機会の確保	
3 関係団体等・大学・民間企業との連携	
III 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備	18
1 学校部活動の地域展開に向けた体制づくり	
2 府内における大会等の在り方	
3 府及び市町村における総合的・計画的な取り組み	

【凡例】

府：府及び府教育委員会

市町村：市町村及び市町村教育委員会

学校の設置者：府教育委員会、市町村教育委員会及び学校法人等の学校の設置者

はじめに

学校における生徒の自主的・自発的な活動として行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。

しかし、急速な少子化や学校の働き方改革が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することはより難しくなっている。

国においては、令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度の3年間は「改革推進期間」と定め、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

また、令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、「改革推進期間」終了後の令和8年度から令和13年度までの6年間は新たに「改革実行期間」と位置付け、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を令和7年12月に策定した。

本府においては、学校部活動における教員の負担を軽減するため、平成30年度から大阪府立学校部活動指導員配置事業を実施し、指導者を広く確保できるよう努めるとともに、令和3年度からは、国の休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業を受託し、府内にその成果を紹介するなどの取組みを進めてきた。

また、第3次大阪府スポーツ推進計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）及び第6次大阪府文化振興計画（令和8年度から令和12年度までの5年間）を策定している中、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、速やかに部活動改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

府内市町村においては、地域の実情に応じて、部活動指導員等を活用した地域連携や、地域のスポーツ・文化芸術団体等と協力した部活動の地域展開が行われている。

こうした市町村の状況や、今般策定された国ガイドラインを踏まえ、長期的に生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築が不可欠であり、本府が令和5年8月に改定した「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」を改訂することとし、地域の実情に応じた部活動改革を進めていくことをめざすものである。

本方針改訂の趣旨等

- 本方針は、急速な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することをめざし、学校部活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、地域クラブ活動を実施するための必要な対応について、府の考え方を示すものである。
- その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させつつ、地域のスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。
- 本方針は、公立の中学校（義務教育学校後期課程、支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本方針のうち「Ⅰ 学校部活動」については、高等学校（支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動についても本方針を原則として適用する。
- 市町村においては、国ガイドラインを踏まえるとともに、本方針を参考に各地域の実情に応じて、学校部活動及び地域クラブ活動の適切な実施に努められたい。
- また、「府立高校改革アクションプラン」（令和 7 年 11 月）において示している「部活動の充実」を図るべく、府立高等学校を対象とした複数校合同部活動「部活動大阪モデル」を引き続き推進する。
- 府として、本方針に基づく府内の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

部活動改革の基本的な考え方・方向性

（１）部活動改革の理念

- 急速な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠であるとともに、教員の多忙な勤務の状況に鑑み、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要である。
- これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するとともに、中学校の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていく。
- 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要であり、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつなげていく。

（２）取組みの類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、下記のとおりである。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめてさし示す場合には「地域展開等」ということとする。

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施にあたっては、学校施設の活用や、従事を希望する教員等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

（３）改革の方向性

① 基本的方針

- 中学校を設置する市町村が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力のもと、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情に応じた改革方針を決定のうえ、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。
- 府は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。

② 改革期間及び取組方針（休日・平日）

- 令和８年度から令和１３年度までの６年間を「改革実行期間」として設定する（令和８年度～令和１０年度を「前期」、令和１１年度～令和１３年度を「後期」とする）。
- 前期の終了時、国により実施される「中間評価」の結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

【休日】

- 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現をめざす。
※現時点で着手していない市町村は、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。
※中山間地域や特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進。

【平日】

- 地域の実情に応じた取組みを実施することにより、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。
※前期の間、国により実施される「実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等」や、中間評価の段階で策定される「取組方針」により、更なる改革を推進。

I 学校部活動

- ・学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであること。
- ・学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい環境となるよう、特に、「1 適切な運営のための体制整備」「2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み」「3 適切な休養日等の設定」に示す内容について徹底すること。
- ・体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。

1 適切な運営のための体制整備

（１）学校部活動に関する方針の策定等

ア 学校の設置者は、本方針を参考に、国ガイドラインに則り、「設置する学校に係る部活動の方針」の策定について、適切に対応する。

イ 校長（府立学校にあっては准校長も含む。以下同じ。）は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」（府立学校においては本方針）に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

ウ 部活動顧問は、年度の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

エ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、教員の負担が過度にならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行う。なお、府立学校の校長は、これらに加え「第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）にもとづく府立学校における働き方改革の取組について」（令和６年２月）も踏まえるものとする。

オ 学校の設置者は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

カ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適

切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

（１）適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）¹を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。なお、目標や指導方針等の設定にあたっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみをめざすことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する。

イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、加えて、過度の活動等が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないことや、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。併せて、生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入する。

ウ 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。

オ 熱中症事故の防止にあたっては、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症特別警戒アラート」及び「熱中症警戒アラート」や、暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にするとともに、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に事故防止対策を講じる。

なお、熱中症は、梅雨明けなどの気温が急に上昇したときに多く発生していることから、気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの期間を設け、最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めるなどの暑熱順化を行う。

¹ 今後、国において作成される指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」に沿った指導を行うこと）。

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（令和 7 年 6 月公益財団法人日本スポーツ協会）より抜粋

《熱中症予防を目的とした暑熱順化のためのポイント》

- ・気温が高くなり始める 5～6 月から開始する。
- ・アスリートで 5 日間、一般的には 10 日間前後を要する。
- ・暑熱順化した後は、5 日に 1 度、暑熱環境で運動を行うことで持続できる。
- ・20～40%の強度から始め、5～10 日間をかけて、徐々に強度を高くしていく。
- ・運動時間は、30 分前後から始め、5～10 日間をかけて、徐々に長くしていく。
- ・順化により発汗量は増加するため、より多くの水分を補給することが必要である。

カ 落雷事故の防止にあたっては、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意する。その際、気象庁ウェブサイトの雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」等を参考に事故防止策を講じる。併せて、生徒等が落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、指導しつつ、登下校中の対応についても留意する。

キ 長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、その必要性を改めて検討するとともに、実施する場合には、国等の関連通知²を参考に生徒の安全確保について万全を期す。なお、府立学校においては、教職員が自家用自動車（レンタカー等を含む）で移動する場合は、生徒を同乗させない。

（２）体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰（暴力）が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰（暴力）・暴言・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動での指導で体罰（暴力）・暴言・ハラスメントを厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

イ 指導にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）に沿った指導を行い、同ガイドラインにおいて示されている「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者はもとより、保護者・生徒等にも十分理解されるよう努める。

² 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめ（令和 8 年 6 月文部科学省・スポーツ庁・文化庁）

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）より抜粋
《体罰等の許されない指導と考えられるものの例》

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身ができないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

ウ 部活動顧問等には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意する。

エ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意する。

オ 体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間環境のもとで発生しやすいことから、複数の指導人材等に関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりを行う。

カ 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、部活動顧問等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応にあたることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。なお、いじめ防止等については、「大阪府いじめ防止基本方針」（令和 4 年 4 月）も踏まえるものとする。

キ 事案の事実確認等にあたっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に対処する。

ク 前述の生徒の心身の健康管理や事故防止を含め、学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【中学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、週あたりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
※週あたりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合に、週あたり2日以上休養日を設けたうえで、平日の活動を3日以内に抑えつつ、休日に2日連続して活動を行うことも考えられる。ただし、生徒が十分な休養を取ることができているか留意すること。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においても、参加する活動全体で上記同様の休養日及び活動時間とする。
※将来的には平日も含めて地域展開をめざすことを前提に、当面、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動を実施し、活動の中心が休日である場合、週あたりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週あたり2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うことも考えられる。ただし、生徒が十分な休養を取ることができているか留意すること。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【高等学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・週あたり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっては、全校一斉の定時退庁日等による週1日以上休養日と学校全体で学校部活動を行わない日（定期試験期間等）を合わせ、年間で104日以上設定する。
 - ・週末の休養日は原則として月あたり2日以上となるよう設定する。
 - ・学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
 - ・長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、週あたりの活動時間は12時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- イ 校長は、I 1（1）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ウ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無等を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
また、希望する全ての生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行う。
- イ 府及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加するなど、合同部活動等の取組みを推進する。
- ウ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 「部活動大阪モデル」の推進

府教育委員会においては、生徒の多様な活動機会の確保のため、府立高等学校を対象とした複数校合同部活動を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入しており、運用については、「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドラインによるものとする。

6 学校部活動の地域連携

- ア 府、市町村及び校長は、学校や地域の実態に応じ、保護者の理解と協力を得て、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けるなど、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 府、市町村及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 府教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

Ⅱ 地域クラブ活動

- ・ 中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により学校部活動を地域へ展開することにより、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場の確保を進める必要があること。
- ・ 国ガイドラインにおいて、「地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。」と記載されていることを踏まえ、地域クラブ活動の実施にあたっては、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であること。
- ・ 上記を踏まえ、この章において、地域クラブ活動に関する認定制度等について示す。
※認定制度の詳細については、国ガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」を参照すること。

1 地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することや、地域クラブ活動の具体的な実施形態等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情に応じた適切な形態等で実施することが重要である。

(1) 地域クラブ活動に関する認定制度

① 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国ガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する。

※認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

② 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。特に、活動時間・休養日の設定や、体罰（暴力）・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底する。

(2) 認定地域クラブ活動指導者登録制度

① 内容

認定地域クラブ活動指導者登録制度は、認定地域クラブ活動において、指導者による体罰（暴力）・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、国ガイドライン（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度）により、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準が示されたものであり、市町村が定める研修を受講し、市町村に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

※指導者登録における市町村が定める研修においては、府が構築した指導者育成プログラム³等を積極的に活用すること。

② 不適切行為への対応

ア 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市町村に報告する。なお、報告を受けた市町村において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。

イ 上記のほか、府及び市町村に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。

ウ 市町村においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

エ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、こども性暴力防止法により定められた制度（日本版DBS）の活用を含めた、指導人材による不適切行為の防止を徹底する。

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年1月こども家庭庁）より抜粋
《対象事業・対象業務（認定対象）》

- 民間教育保育等事業者は、安全確保措置を実施する義務の対象となる学校設置者等が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして、こども家庭庁が認定することで「認定事業者等」となり、学校設置者等と同様の義務が課されることになる。
- スポーツクラブ等についても、支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件を満たすものを「民間教育事業」として定義している。
 - （ア）児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること
 - （イ）当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が6月以上であること
 - （ウ）児童等に対して対面による指導を行うものであること
 - （エ）事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること
 - （オ）当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数（3人）以上であること

※ 公立・公営の施設・事業であっても、これらの要件を満たす場合には、民間教育事業に分類される（例：教育委員会が設置する教育支援センターや、公立図書館等が定期的に行う、児童等向けの読み聞かせ会など）。

○ 民間教育事業の主な職種の分類

事業	職種全体が対象	職種の一部が対象になり得る
地域スポーツクラブ	講師、指導者、指導員	受付業務員、清掃員、警備員、
音楽教授業	講師、トレーナー、師範、教授 等	運営スタッフ 等

³ 大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】における指導者の登録要件として設定している動画コンテンツの視聴等

2 地域展開の円滑な推進にあたって

(1) 推進体制の整備

① 府及び市町村における体制整備

ア 府及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体（運営団体・実施主体となる団体）、学校、保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。なお、地域の実情に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することも重要である。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

② 国・府・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
府	・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、府全体としての改革方針を示すとともに、市町村に対するきめ細かな支援を実施。 ・一つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組みを中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。 (例) 大阪府内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築 指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク等） 指導者研修や運営・リスク管理研修の実施（指導者の資質向上のための育成プログラムの構築） 生徒・保護者等からの相談窓口の設置 等
市町村	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働のもと、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展と新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧の実施。
地域クラブ活動の 運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・「実施主体」は、運営団体の統括のもと、個別の地域クラブ活動を実施。 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。

※詳細については、国ガイドライン（別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」）及び本方針の参考資料を参照。

(2) 運営団体・実施主体

① 適切な運営等

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町村による企画・調整のもと、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行う。

※「地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブック」（令和8年3月スポーツ庁）も参照すること。

イ 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が適切な組織運営を行うため、市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。また、府及び市町村は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を運営団体・実施主体（スポーツ）等に対して広く周知・徹底する。併せて、運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うとともに、運営団体・実施主体（スポーツ）は、同ガバナンスコードに準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など）を行う。

② 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）に加入するよう促す。

③ 生徒が所属する中学校等との連携

ア 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、Ⅱ 2（1）①「府及び市町村における体制整備」で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。なお、情報共有にあたっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、個人情報の利用目的を明確にしたうえで、生徒・保護者の同意を得ておく。

イ 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行う。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

ア 府及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組みを進める。

※市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、府が構築した指導者育成プログラム等を積極的に活用すること。

イ 地域クラブ活動（スポーツ）における指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ⅱ 2（1）「適切な指導の実施」及び（2）「体罰

（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為を根絶する。市町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 地域クラブ活動の指導者は、I 2（１）「適切な指導の実施」に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うとともに、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。また、I 2（２）「体罰（暴力）・暴言・ハラスメント防止の徹底・いじめ等の不適切行為の根絶」に準じ、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境づくりに努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各地域の実情を踏まえ、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 府は、域内における関係団体等の協力を得ながら、大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】により、指導者の発掘・把握に努め、市町村の求めに応じて指導者を紹介するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市町村で人材バンクを整備する場合は、府との連携にも留意する。

※市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】を積極的に活用すること。

④ 教員等の兼職兼業

ア 学校の設置者は、国が示す手引き等⁴も参考にしつつ、兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うにあたっては、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和４年７月改定厚生労働省）も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

（４）活動内容

ア 部活動の地域展開にあたっては、アンケート調査の実施等を通じて、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行う。また、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの

⁴ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和３年２月文部科学省）

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和５年１月文部科学省・スポーツ庁・文化庁）

「営利企業への従事等の制限に係る許可に関する取扱いについて」（令和６年１１月一部改正大阪府教育委員会）

希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備する。

イ 地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めて、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげる。

ウ 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供する。その際、確実かつ円滑な情報提供等のため、小学校・中学校と密接に連携しながら対応する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じた活動時間を遵守し、週あたり2日以上以上の休養日を設定する。その際、Ⅱ 2 (1) ①「府及び市町村における体制整備」及びⅡ 2 (2) ③「生徒が所属する中学校等との連携」のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校を活用するなど、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和7年3月スポーツ庁)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁)も参考に取り組む。

イ 地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の利用に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等に取り組む。

※学校施設での休日の地域クラブ活動の実施にあたっては、教職員が出勤しなくてよい仕組みを構築すること。

ウ 学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにするとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていく。

エ 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討や、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用、地方公共交通との連携に加え、教育・スポーツ・文化分野以外も含めた、多様な分野の関係者と連携・協働する。

(7) 生徒の安全・安心の確保

市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化したうえで、事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアル等を作成する。事案発生時には、作成した緊急対応マニュアル等に沿って、保護者や生徒が在籍する中学校とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、

再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。

(8) 障がいのある生徒の活動機会の確保

ア 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組みを進める。また、指導者が指導にあたっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開する。

イ 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携をする。

3 関係団体等・大学・民間企業との連携

部活動改革を円滑に進めるために、市町村は、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組む。

※市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

Ⅲ 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

- ・市町村においては、国ガイドラインを踏まえ、本方針を参考に、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから取組みを進めていくこと。
- ・学校部活動の地域展開等を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して改革実行期間内に計画的に取り組む必要があること。
- ・上記を踏まえ、この章において、地域の実情に応じた取組みに資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール、大会等の在り方について示す。

1 学校部活動の地域展開に向けた体制づくり

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境整備にあたっては、各市町村におけるスポーツ・文化芸術の振興の方針・計画や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術活動の実態やスポーツ・文化芸術環境等を踏まえて、改革実行期間内での地域展開に向けた体制づくりを進める。

その際、中山間地域や特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の導入や部活動指導員の配置等、適切に生徒の活動環境を確保する。

2 府内における大会等の在り方

中学校の生徒を対象とする大会・コンクールを主催している団体の多くは、中学校の教員の献身的な支えにより構成・運営がなされている。今後、学校部活動から地域クラブ活動へ展開されていくことが見込まれる中、中学校体育連盟や吹奏楽連盟等の大会等の主催団体における組織運営を引き続き中学校の教員が担うことは難しくなり、生徒が日頃の練習の成果等を発揮する場である大会等を今後どのように維持・継続していくかが大きな課題となっている。これからの組織運営の在り方については、中学校体育連盟や吹奏楽連盟等の大会等の主催団体だけで抱えられる課題ではなく、市町村や関係団体等が連携・協力していく必要がある。

ア 中学校の生徒を対象とする大会等の主催者は、持続可能で効率的な運営の在り方を検討する。その際、市町村や関係団体等は、積極的に連携・協力する。

イ 大会等の主催者は、参加する生徒等の安全面を最優先に考え、大会等の開催時期について、例えば、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保するなど、熱中症予防のための対策を講じる。また、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、例えば、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

3 府及び市町村における総合的・計画的な取組み

ア 市町村においては、本方針を参考として地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の

関係者に対し、取組みの背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組みの内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 府においては、市町村に対し、部活動改革の取組みに関する国の補助制度等を活用した支援を行うとともに、取組みの進捗状況を把握し、成果の普及を図り、必要な指導助言、支援を行う。

ウ 府及び市町村は、改革実行期間終了後において、地域クラブ活動への展開に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、引き続き、生徒の地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

別紙参考資料（関連リンク等）

《国》

●部活動改革ポータルサイト

（スポーツ庁） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

（文化庁） <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

●部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）（認定制度要綱ひな型、兼職兼業要綱ひな型を含む）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

●運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

●学校教育活動等における熱中症事故の防止について（通知、手引き等）（令和8年5月文部科学省・スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00056.htm

●落雷事故の防止について（令和7年4月文部科学省・スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1421128_00015.html

●「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（令和8年6月文部科学省・スポーツ庁・文化庁）

https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_kyousei01-000050743_04.pdf

●部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック（令和8年3月スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20260325-spt_oripara-000048484_01.pdf

●教師等の兼職兼業について（通知、手引き等）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

●公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）

https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt_zaimu-00004748_1.pdf

●スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（令和5年11月改定スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf

●学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和7年3月スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250613-spt_stiiki-000006314_1.pdf

●地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について（令和3年1月文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/pdf/94167101_01.pdf

- こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和8年1月こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- 「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP（地方公共団体等を対象としたワンストップ相談窓口）

<https://sports-club-advisor.jp/>

《公益財団法人日本スポーツ協会》

- スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（令和7年6月）

[https://www.japan-](https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstrokeguidebook/index.html#target/page_no=1)

[sports.or.jp/portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstrokeguidebook/index.html#target/page_no=1](https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstrokeguidebook/index.html#target/page_no=1)

- 「運動部活動改革に向けた取り組み ～ジュニアスポーツの環境改善・充実に向けて～」

<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1377.html>

《大阪府》

- 大阪府部活動改革プラットフォーム

<https://osaka-chiikiclub.asfweb.jp/>

- ・「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン（令和8年8月大阪府教育庁）
- ・府立学校における部活動働き方改革マニュアル（令和8年8月大阪府教育庁）

- 府立高校改革アクションプラン（令和7年11月大阪府教育庁）

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/108437/action_plan.pdf

- 第2次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）にもとづく府立学校における働き方改革の取組について（令和6年2月大阪府教育庁）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180100/kyoshokuink/hatarakikata/index.html>

- 第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】（令和7年3月大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/84332/sportskeikaku2025.pdf>

- 第6次大阪府文化振興計画（令和8年3月大阪府）

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11316/1_6osakaprefcultureplan.pdf

- 営利企業への従事等の制限に係る許可に関する取扱いについて（令和6年11月一部改正大阪府教育委員会）

- 「部活動におけるコンプライアンスとガバナンス・地域スポーツとの連携時の法的問題点等」（令和6年度第1回大阪府部活動の在り方に関する研修会講義・講演資料より）

<https://osaka-chiikiclub.asfweb.jp/archives/592/202608/bukatsudoarikatakensyukai.pdf>

令和6年度 第1回大阪府部活動の在り方に関する研修会
講義・講演資料より

『部活動におけるコンプライアンスとガバナンス・ 地域スポーツとの連携時の法的問題点等』

大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会
弁護士 坂 房和

内容

- 1 体罰・パワハラ
- 2 スポーツ事故の判例・裁判例
- 3 那須雪崩実刑裁判例
- 4 グッドガバナンス
- 5 薬物
- 6 ガバナンスコード

コンプライアンスとは

法令遵守

法令や規則、社会的規範、倫理、モラルなども含めて基本的ルールを守り活動していくこと

※ 法令に違反しないことはもちろん、社会的規範やモラルに反しない行動をとることまでも含むようになってきています

パワーハラスメントとは

令和元年5月29日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正案が可決成立
パワハラについて

- 「① 職場において行なわれる優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ その雇用する労働者の就業環境が害されること」としている。

文部科学省の資料

「同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動する者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等」

パワハラ的行為類型

- 1 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- 3 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- 5 業務上の合理性はなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- 6 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

ハラスメントによるダメージ

1 被害者へのダメージ

- ① 健康状態の悪化 ② 練習意欲の低下 ③ 休学・退部に繋がる

2 行為者へのダメージ

- ① 個人として裁判で損害賠償請求（自殺の場合などは莫大な金銭請求）
- ② 刑事事件としての立件 ③ チーム内での信用低下 ④ 行政、学校からの処分

3 チームへのダメージ

- ① チーム内の雰囲気悪化 ② 退部・休部の増加 ③ 練習の質の低下
- ④ 精神的な不安による事故、トラブル ⑤ 刑事事件への発展
- ⑥ 訴訟・損害賠償請求 等

改善策

- 1 常に相手の立場にたち、自分の言葉にする内容が相手にとってどう感じるかを考える
- 2 置き換えをしてみる。自分が選手を叱る場合に他の人ならそのような言い方をするか
- 3 年下でも、あくまでも今の役割が異なるだけで対等な人間であり、偉そうにしない
- 4 選手等は、自分に対して何も言えない可能性があることを常に意識する
- 5 自分の常識だけで判断して叱責せず、他の人の意見を聞く
- 6 叱る目的をはっきりさせる、感情的に怒ることはしない
- 7 一方的に話さず、相手にも話をしてもらい交互に会話をする
- 8 普段から話ができる雰囲気づくりを心掛ける
- 9 反射的に感情で発言せず、一度3秒は待ちパワハラに当たらないかを考えて発言する

大学日本拳法部しごき傷害致死事件①

1 事案の概要

大学の日本拳法部の部員である被告人（当時3回生）が、新入部員である被害者が退部届を提出したことに立腹し、練習の名のもとに制裁を加えようと、いわゆるスーパーセーブと称する空手用の面を同人に装着させ、パンチンググローブを着用した手拳で同人の顔面を2回殴打する暴行を加えて致命傷を負わせ、その傷害により、被害者を死亡させた事案、懲役1年6ヶ月の実刑が言い渡された。（大阪地裁判決H4・7・20）

2 判決要旨

「スポーツとして行なわれる格闘技及びその練習が正当行為として違法性を阻却されるためには、スポーツを行なう目的で、ルールを守って行なわれ、かつ相手方の同意の範囲内で行なわれることを要するものと解される。」

「被告人の本件行為は日拳部の練習時間、練習場所において行なわれたものであるが、いかなる観点からもスポーツとして是認される日本拳法の練習とは言えず、それに名を借りた制裁行為と見るべきであり、到底正当行為と見ることはできない」

大学日本拳法部しごき傷害致死事件②

スポーツ活動中の行為が正当行為として違法性が阻却されるための要件として

- ① スポーツを行なう目的で行なわれたこと
 - ② ルールを守って行なわれたこと
 - ③ 相手方の同意の範囲内で行なわれたこと
- として、3つの要件を挙げる。

高校バスケットボール部体罰事件

大阪地裁判決H25・9・26 判決要旨

「被害者は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被っており、これは被害者の自殺及び被害者作成の書面からも明らかである。被害者は、罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに被告人が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられたのであって、このような暴行は、被告人が書き残したように理不尽というほかない。また、被告人は、本件以前に、同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、効果的で許される指導方法であると妄信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた。これらの事情からすると、被告人の刑事責任は軽視できない。」

落雷事故等の天候による事故

高校生がサッカーの試合中に落雷で後遺症の残る重大な障害を負った事案において裁判所での判決（最高裁平成18年3月13日判決）

裁判の差し戻し審の結果は、学校及び大会主催者は連帯して3億円支払えという重大なもの

「このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減少するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載などの内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督にしたがって行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなりえない」

落雷・熱中症などの天候異常への対応

スポーツ指導者・監督は

- 1 最近の急変する天候等の環境の変化に対しても少なくとも各競技団体から出されているガイドラインや市販されている等の手に入れられる安全に関する資料、さらにはスマホの天気情報など、最新の情報を手に入れ知識を常にアップデートしていくことが重要
- 2 これは、競技内の事故に対しても同じと考えます。

最新の各競技における安全対策の資料、ガイドライン、各競技団体のHP等に上がっている資料、書籍、インターネット情報に目を通して安全を確保する義務が指導者にはあると考えられる

熱中症対策

JSPO スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック



環境省 熱中症環境保健マニュアル



那須雪崩死亡事故事件判決

1 事案の流れ(報道による)

2017年3月27日 栃木県那須町で雪崩事故発生

スキー場周辺の国有林で40名以上が雪崩に巻き込まれ県立大田原高校の登山講習中の山岳部員7名と教諭1名が雪崩事故で死亡

2019年3月 引率教諭3名が業務上過失致死容疑で書類送検

2020年3月 一部遺族が教諭らに民事調停申立

2022年1月 民事調停 不調停

2022年2月 一部遺族が県と教諭らに損害賠償責任を求めて提訴
地検が教諭3名を業務上過失致死で起訴

2023年6月18日 宇都宮地方裁判所が講習会を主催した県と県高体連に
約2億9000万円の賠償命令判決 確定

14

那須雪崩事件の刑事事件実刑判決

1 2024年5月30日 宇都宮地方裁判所判決 (報道による)

引率教諭3名に対し、業務上過失致死傷罪、3名共に、禁固2年の実刑

2 ① 講習会は、学校教育活動の一環で、安全確保が強く求められていた

② 地形の特徴、前日からの新雪が30センチに達していたことなどから、雪崩発生
の危険性を予見することは十分に可能

③ 3名は天候を鑑みて、当日の訓練を歩行訓練に変更しているが、新雪歩行訓練の
区域によっては雪崩を原因とする重大な死亡事故を発生させるおそれが懸念され
る状況にあった。

④ 重大な危険を看過し、相当に緊張感を欠いた杜撰な状況の下で漫然と訓練が実施
されるに至った などとして

量刑について、雪崩発生の確実な予測が困難であることを踏まえても、相当に重い不
注意による人災だったとして、禁固2年として、執行猶予をつける特段の事情はない
との判決が下った

大分地判 H25・3・21

1 事案 県立高校で、剣道部の練習中に部員であるAが熱中症などを発症して死亡した事故につき、Aの両親が顧問、副顧問には、適切に処置しなかった過失があるとして、顧問、副顧問、県、市に対し請求

2 結論

県、市に対する請求は一部認容、顧問、副顧問に対する請求は棄却

3 過失について

剣道には、熱中症発症のリスクがあるという前提に、顧問はAが竹刀を落としたのにそれに気づかず竹刀を構える仕草を続けるという行動を認識した時点で「直ちに練習を中止させ、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送し、それまでの応急措置として適切な冷却措置をとるべき注意義務があった」として、顧問にはその義務に違反する過失があった。

4 ポイント

熱中症が生じた場合に適切な応急措置をとる義務、があるとされていることが特徴

スポーツ団体のグッド・ガバナンス

- 1 スポーツ団体の団体運営には、スポーツを行なう者の権利保護、団体運営の透明性の確保、迅速かつ適正な紛争の解決などグッド・ガバナンスが求められるようになってきている
- 2 スポーツ団体も、団体自治の原則に基づき、定款や諸規定をはじめとする団体運営のための内部ルールを自ら定めて、団体運営を行なうが、当然、法人法、組織法の内容やその背景にある考え方を理解した上で団体運営を行なわなければならない
- 3 スポーツ団体といえども、その設立や運営に当たって、当該適用される法律に定められたルールを遵守しなければならない

スポーツ団体の特徴

- 1 閉鎖性
- 2 スポーツ界における、そのくらい大したことではないという、ズレた常識、集団のノリ
- 3 財政の脆弱性
- 4 ボランティアでやっているのだからこのくらいはいいであろう無報酬、自己負担で指導にあたることによる責任の所在が曖昧になる傾向
- 5 軍隊式の意見の言えない上下関係
- 6 各競技における現役時代の成績が発言力となり、理事、理事長に就任するが、ガバナンス能力とは直結しないこと

薬物犯罪の法律

1 大麻取締法

- (1) これまでは、不正所持、譲渡などが処罰されていたが、使用罪が創設された

2024年12月12日施行、以降、処罰される

- (2) 安易にタバコより有害性がないなどということをして信じて人生を壊すリスク

2 覚醒剤取締法

覚醒剤及び覚醒剤原料の輸出入・所持・製造・譲渡し・譲受け・使用に関して必要な取り締まりを行うことを目的としている。

薬物犯罪の法律

3 麻薬取締法

4 あへん法

※ ほとんどが、覚せい剤取締法、大麻取締法違反

最近では、若者・学生の間で、大麻は有害ではないとして流行っている

※ 日大の事件でもあったが、大麻から覚醒剤に移行していく可能性が高く安易に手を出すことの危険性

日大 アメフト大麻事件

1 2023年7月 副学長が寮内で荷物検査 ※指導者の危険性

2023年8月 部員1名が逮捕

10月 2人目逮捕

11月 3人目逮捕

2023年11月 学内会議での廃部の方針決定

2024年3月 11人目 書類送検

※ 結果、①廃部、②マスコミに連日報道され、顔写真も全国報道、③日大は数百億円の補助金や入学者の激減、等、各関係者に莫大な損害、影響を与えた

リスクマネジメント

1 ハインリッヒの法則

1つの重大事故の背後には、29の小さい事故と300もの異常がある
との法則

2 監督含め、コーチ、学生でリスクマネジメント担当を作り、リスクを洗い出す

3 事故や事件が発生した場合の、処理方法、伝達方法を事前に話し合いマニュアルを作成する

4 事件、事故が発生した場合は、監督、リスクマネジメント担当に情報を集中させ、早期に専門家、学校に報告し被害が拡大しない方法を適切に判断する

5 チーム内において事件事故が起きることを話し合う

保険の内容

- 1 スポーツ安全保険（スポーツ安全協会）
 - (1) 傷害保険 死亡保険金2000万円 後遺障害3000万円限度（4000万への増額予定あり）
アメリカンフットボール等は、750万円が限度
 - (2) 賠償責任保険 対人・対物1事故上限5億円 対人は1人上限1億円
 - 2 災害共済給付 義務教育・高等学校等 死亡保険金4000万円
 - 3 学生教育研究災害障害保険（学研災） 全国の大学・短大の8割が加入
死亡保険金 2000万円 後遺障害 60万円～1500万円
 - 4 各競技団体の見舞給付金 柔道・ラグビー 死亡見舞金 200万円
柔道 後遺障害 2000万円上限
 - 5 スポーツファシリティーズ保険
- ※ 保険の内容は日々変更するので最新の情報を調べてください。

7つのガバナンス原則

- 1 平成26年度文部科学省委託事業「中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究 N F 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」において、スポーツ団体が尊重すべき7つのガバナンス原則が挙げられている。
- 2
 - ① 権限と責任の明確化
 - ② 倫理的な行動、法令遵守
 - ③ 適正なルール整備
 - ④ 透明性と説明責任
 - ⑤ 戦略的計画性
 - ⑥ 多様なステークホルダーの尊重
 - ⑦ 効果的な財務運営

ガバナンスコード

- 1 令和元年6月10日、中央競技団体向け、ガバナンスコード策定
8月27日、一般スポーツ団体向け、ガバナンスコード策定
- 2 ガバナンスコードが対象するスポーツ団体は、「スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体」
(スポーツ基本法2条2項)
スポーツ団体は、法人格の有無、規模、業務内容についても多種多様
- 3 ガバナンスコードは、適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして策定された
- 4 N F 向けガバナンスコードは、13の原則から構成されている
- 5 令和5年9月 中央団体向けガバナンスコード改定
令和5年11月 一般スポーツ団体向けガバナンスコード改定

スポーツ団体ガバナンスコード ＜中央競技団体向け＞原則1

組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること
- (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

原則2

適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

- (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること
 - ① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
 - ② 評議員会を置くN Fにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
 - ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること
- (2) 理事会を適正な規模とし、実行性の確保を図ること
- (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること
 - ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること
 - ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること
- (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

原則3

組織運営に必要な規程を整備すべきである。

- (1) N F 及びその役職員その他の構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること
- (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること
- (3) 代表選考の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること
- (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

原則4

コンプライアンス委員会を設置すべきである

- (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること
- (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

原則5

コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

- (1) N F 役員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けコンプライアンス教育を実施すること

原則6

法務、会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行ない、公正な会計原理を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

原則7

適切な情報開示を行なうべきこと

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行なうこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行なうこと
 - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
 - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

原則8

利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とN Fとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること2024/11/12

原則9

通報制度を構築すべきである。

- (1) 通報制度を設けること
 - ① 通報窓口をN F関係者等に周知すること
 - ② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと
 - ③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行なうことを禁止すること
- (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

原則10

懲罰制度を構築すべきである

- (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること
- (2) 処分審査を行なう者は、中立性及び専門性を有すること

原則11

選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

- (1) N Fにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること
- (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

原則12

危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること

原則13

地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行なうべきである。

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行なうこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行なうこと